

8. 生活に困ったときのために

8.1 生活困窮者自立支援事業

平成 27 年 4 月から「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、生活保護に至る前の段階での、生活困窮者の自立支援策の強化を図ることを目的として、法に基づく各種事業を実施しています。

支援にあたっては、生活困窮者を早期に把握し、個々の状況に応じた支援プランを作成するとともに、他制度・他施策の相談窓口へつなぎ、関係機関や地域のネットワーク等と連携することにより、対象者が抱える課題が複雑化、困難化する前に、自立できるよう支援します。

① 自立相談支援事業（相談支援）

各区役所内に支援窓口を設置し、経済的な問題をはじめとした多様で複合的な課題を抱える方に対し、相談支援員が対象者の状態に応じた支援プランを作成し、生活困窮者自立支援法に基づくサービスや各種制度、インフォーマルな資源等を活用し、包括的・継続的な相談支援を行うことにより、自立へ向けた支援を行います。

また、自ら窓口へ来られない方に対しては、地域との連携による把握に努め、訪問支援（アウトリーチ）の手法も含めた支援を行います。

② 総合就職サポート事業＜自立相談支援事業（就労支援）＞

個別の支援を行うことにより就労が見込まれる方等に対し、ビジネススキル向上支援や求職活動支援等を行うとともに、就労意欲の喚起、求人開拓、就労後の定着支援等を行います。

③ 就労訓練事業

すぐに一般就労につくことが難しい方には、支援付きの就労・訓練の場を提供する認定就労訓練事業所をあっせんし、一般就労に向けて生活面等の支援を行います。

④ 就労チャレンジ事業

（就労準備支援事業）

生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の、就労へ向けて課題のある方に対して、生活リズムを整え社会性を身につける事を基本とした段階的な支援を行います。

（就労訓練推進事業）

就労訓練事業により多くの事業所の参入を促すため、認定就労訓練事業所の開拓や事業所への助言等を行います。

⑤ 住居確保給付金の支給

（家賃補助）

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を失った方、または住宅を失うおそれのある方のうち、常用就職に向けた意欲があり、求職活動等を誠実に実施し、収入や資産等の各種要件を満たす方に対し、有期で家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を実施します。

＜＜支給額＞＞（1 か月あたり上限額）

単身世帯：40,000 円 複数世帯（2 人）：48,000 円 複数世帯（3～5 人）：52,000 円
複数世帯（6 人）：56,000 円 複数世帯（7 人以上）：62,000 円

＜＜支給期間＞＞

原則 3 か月、最長 9 か月

(転居費用補助)

同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住宅を失った方、または住宅を失うおそれのある方に対し、転居することで家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用相当額を支給します。

＜<支給額>>(転居先が大阪市内の場合の上限額)

単身世帯：208,000 円 複数世帯(2人)：224,000 円 複数世帯(3人)：240,000 円

複数世帯(4人)：256,000 円 複数世帯(5～6人)：272,000 円 複数世帯(7人以上)：288,000 円

⑥ 家計改善支援事業

多重債務・過重債務を抱える方、家計管理に課題のある方等に対して、家計再生計画を作成し、収支改善に向けた支援を行います。

⑦ 子ども自立アシスト事業(子どもの学習・生活支援事業)

中学生及び高校生世代(中退者・未進学者)がいる家庭に対し、子ども自立支援員を派遣し、親子の進学意識を高め、高校への進学に向けたカウンセリング等の支援を行い、子どもの自立への動機づけを行います。

8.2 生活保護制度

生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立助長のための支援を行っています。

保護は、原則として、要保護者(保護を必要とする状態にある方)、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請にもとづいて、開始されます。

保護を受けるには、まず、自分が利用できる資産、能力、その他のあらゆるものを最低生活の維持のために活用することが必要です。

扶養義務者による扶養や、他の法律などによる扶助は、すべて生活保護法による保護に優先して行われず。

保護は、厚生労働大臣の定める基準(保護基準)と世帯の収入を比べて不足分が支給されます。

令和8年4月 保護基準(生活扶助費)

・標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)	月 額	155,170円
・単身高齢者(75歳以上の場合)	月 額	71,900円
※上記のいずれも各種加算を含んでおりません。		

保護は、原則として、世帯を単位として行われます。

保護は、生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助の8種類に分かれ、要保護者の必要に応じて、それぞれの扶助が行われます。

保護は、居宅で行われる場合と、施設に入所又は病院に入院して行われる場合があります。

・ 保護施設等入所

施設への入所を必要とする要保護者には、各区保健福祉センター、福祉局生活福祉部自立支援課(緊急入院保護担当)で適切な施設への入所手続きを行っています。

施設の種類	対 象
救 護 施 設	身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者
日常生活支援 住居施設	心身上の疾病・障がい等により、日常生活上の支援を必要とする要保護者

生活保護の適正実施の主な取り組み

① 不正受給対策（区における生活保護適正化対策事業）

全区に「不正受給調査専任チーム」（警察官 OB を含む）を配置し、不正又は不正の疑いのある事業の調査を実施

② 医療扶助の適正化（被保護者への適正受診支援事業）

頻回・重複受診者に対する適正受診支援、医薬品の適正使用の推進に加え、生活習慣病重症化予防等の健康管理支援事業を実施

③ 就労自立支援（総合就職サポート事業等）

生活保護受給者の早期自立に向けて、各区に各種就労支援員を配置し、総合的な就労支援（面談支援を基本に模擬採用面接やセミナー等）を実施

8.3 大阪市緊急援護資金貸付事業

生活福祉資金等他の公的給付又は公的貸付の支給決定を受けた方が、その支払日までに緊急に資金を必要とする場合に、その世帯の援護を目的として資金を貸し付けています。

《貸付対象》

次のすべてに該当する方

- ・ 大阪市の同一区内に3か月以上住所を有している方（住民票で3か月以上の居住が確認できること）
- ・ 生活福祉資金、年金、母子父子寡婦福祉資金、生活保護、傷病手当金の支給決定を受け、現に当該給付又は貸付を受けていない方
- ・ 生活保護法による保護を受けていない方
- ・ 償還の見込みのある方

前項の規定にかかわらず、次に該当する場合は貸付を受けることはできません。

- ・ 本資金の貸付を受け、償還の終わっていない場合
- ・ 他の貸付資金を滞納している場合
- ・ 生活保護法による保護を受けている場合（ただし、生活福祉基金の教育支援資金就学支度費を申請中の方を除く。）
- ・ 申請理由に虚偽がある場合

《貸付内容》

- ・ 貸付金額は1世帯あたり10万円以内（単身世帯は5万円以内）の必要と認める金額です。
- ・ 貸付は無利子としますが、償還期限経過後は年5分の利子を徴収します。
- ・ 保証人は原則不要ですが、貸付内容によっては必要となる場合があります。
- ・ 償還期限は生活福祉資金等他の公的給付又は公的貸付の支払日の翌日に一括返還となります。